

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則

平成4年3月13日

宮城県公安委員会規則第3号

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則を次のように定める。

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則

宮城県公安委員会の事務の委任に関する規則（昭和42年宮城県公安委員会規則第15号）の全部を改正する。

（目的）

第1条 この規則は、道路交通法（昭和35年法律第105号）第114条の2第1項並びに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第42条第1項及び第3項並びにストーカー行為等の規制等に関する法律（平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。）第17条第1項の規定による宮城県公安委員会の権限に属する事務の委任について必要な事項を定めるものとする。

（宮城県警察本部長への事務の委任）

第2条 次に掲げる事務は、宮城県警察本部長が行う。

- (1) 道路交通法の施行に関する次に掲げること。ただし、宮城県公安委員会が弁明の機会を付与し、聴聞をし、又は意見の聴取をした事案については、この限りでない。
 - ア 運転免許（以下「免許」という。）の保留
 - イ 免許の効力の停止
 - ウ ア及びイに掲げる処分の際の弁明の機会の付与、聴聞及び意見の聴取
 - エ 免許の保留及び免許の効力の停止の期間の短縮
 - オ 仮免許を与えること（道路交通法第108条第1項の規定による法人に委託した事務を除く。）及び仮免許の取消し
- (2) 暴力団対策法の施行に関する次に掲げること。
 - ア 暴力団対策法第35条第1項の規定による命令（以下この条において「仮の命令」という。）に関する事務
 - イ 暴力団対策法第12条の4第2項の規定による指示（緊急の必要がある場合におけるものに限る。）に関する事務、第15条第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第4項及び第5項に規定する事務並びに第30条の11第1項の規定に係る仮の命令に係る同条第3項及び第4項に規定する事務
- (3) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。
 - ア ストーカー規制法第5条第1項の規定による命令（同条第12項の公示送達による当該命令を除く。）
 - イ アに掲げる命令をしようとする場合の聴聞
 - ウ ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令（同条第12項の公示送達による当該命令を除く。）
 - エ ウに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第3項の意見の聴取
 - オ ア及びウに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知

カ ストーカー規制法第5条第9項の規定による延長の処分（同条第12項の公示送達による当該処分を除く。）

キ カに掲げる延長の処分をしようとする場合の聴聞

ク カに掲げる延長の処分に係るストーカー規制法第5条第10項において読み替えて準用する同条第6項又は第7項の規定による通知

ケ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等

（警察署長への事務の委任）

第3条 次に掲げる事務は、警察署長に委任する。

(1) 暴力団対策法第11条第1項、第12条第2項、第12条の6第1項、第18条第1項、第22条第1項、第26条第1項、第30条、第30条の3、第30条の7第1項又は第30条の10第1項の規定による命令

(2) ストーカー規制法の施行に関する次に掲げること。

ア ストーカー規制法第5条第3項の規定による命令（同条第12項の公示送達による当該命令を除く。）

イ アに掲げる命令に係るストーカー規制法第5条第6項又は第7項の規定による通知

ウ ストーカー規制法第13条第2項の規定による報告徴収等（アに掲げる命令をするために必要があると認めるときに行うものに限る。）

附 則

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 この規則の施行の際、すでに弁明の機会の付与に関する通知または聴聞に関する通知若しくは公示がされている事案に係る本則第2条第1項第1号に掲げる事務については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の日発生した本則第2条第1項第1号に係る事案であって、この規則の施行の日において、所定の手続きが完了していないものについては、新たに委任を受けたものの事務として取り扱うものとする。

附 則（平成6年5月2日公安委員会規則第5号）

この規則は、平成6年5月10日から施行する。

附 則（平成6年9月30日公安委員会規則第9号）

この規則は、平成6年10月1日から施行する。

附 則（平成9年10月1日公安委員会規則第5号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年2月17日公安委員会規則第1号）

この規則は、平成10年2月17日から施行する。

附 則（平成20年7月25日公安委員会規則第7号）

この規則は、平成20年8月1日から施行する。

附 則（平成23年2月18日公安委員会規則第3号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年12月28日公安委員会規則第7号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成29年6月9日公安委員会規則第6号）

この規則は、ストーカー行為等の規制等に関する法律の一部を改正する法律（平成28年法律第102号）附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日（平成29年6月14日）から施行する。

附 則（令和3年10月22日公安委員会規則第9号）

この規則は、公布の日から施行する。